

国鉄「分割・民営化」へ総反撃体制を!

国鉄の「分割・民営化」に反対し、公共交通の維持・充実をめざし、国民的統一行動で闘おう、をメインスローガンとして国鉄労働組合は五月二十七日、二十八日両日、札幌市に於いて第四十七回臨時大会を開催した。

国鉄の監理委員会の「分

割・民営化」答申が出るの

は七月末といわれており、

この答申を前にして総團結・総反撃の態勢を固めるために開催されたもので、臨時大会開催はスト権ストの翌年(一九七六年)に東京で開催されて以来九年ぶりである。大会は、昨年九ヵ月に渡つて闘った「三項目」に対する闘いの総括と「分割・民営化」反対の闘いにしばつて討議し、「当面の闘争方針を決定した。

なお「三項目」関係の諸

協定は委員長の特別発言をうけて承認したが、闘争経過については更に職場討議を行つて、七月下旬に名古屋で開く第四十八回定期大會で最終総括を行うこととした。

国鉄監理委員会の動向

七月末に出される国鉄監理委員会最終答申は、これまでの亀井監理委員会の国

全ゆる職場から連帯しよう

会に於ける答弁及びマスコ

ミ報道、また監理委員会の性格を規定する国鉄再建特別措置法の内容からもすでに容易に推定できる。

(1) 経営形態は北海道、四

国、九州の切り離しと本州をないし六分割して民営化する。

(2) 地方交通線は、第一次

第三次特定地方線区は

廃止または第三セクター

バス転換し、他の地方交

通線は最大限の「合理化」

をはかりつつ存続する。

(3) 長期債務は約二十五兆円とし、三分割して国鉄と国の負担及び土地売却によって処理する。

(4) 員員規模は約十九万人(二十万人とし、余剰人員については特別立法及び新会社、旧国鉄として

処理する)。

(5) 労働基本権は、労調法、労組法の適用とする。

(6) 運賃は当面現行方式と

し、逐次分割された会社

別の運賃制度に移す。

といったもので、「分割・

民営化」による国鉄解体とその前提となる十八万八〇〇〇人の首切り、その結果としての国労を先頭とする労働組合つぶしを明確にしている。

このように、派遣法によ

ることで出向概念をあいまい化している。そして、他方責任については全く規定を置いていない。このため、そ

れ

の

向元事業主及び、出向先事

業主双方との間に労働契約

派遣」として、二つに分類

し、常用雇用型出向は、出

して自由に雇用調整ができ

るのである。

しかも、派遣先の使用者

本権を保障する規定もない

のである。このために、派

遣労者の就業場所での組

合活動が派遣打ち切りの解

決がつくり出されてしま

が、更に、無権利、低賃金

労働者を増大させだらう。

この企業との労働契約を否

する命令を下して労働者を使用

する企業との労働契約を否

する

結果は、貨上げ額、加重

六月一日に開かれた第八十二回中央委員会で「団体交渉による賃金・労働条件決定制度確立運動の推進について」に

に要求し確立する以外には

制度確立運動の推進につい

ての議案を提出し、組織

討論に付することが確認され

た。

この提案は、公務員労働

者の労働基本権確立に至る

中期的戦略として、人事院

勧告制度に代わるものとし

て団体交渉による賃金・労

働条件決定制度確立」運動

を提起するとしている。そ

して、その基本的な課題とし

て、第一に、賃金・労働条

件の決定は、労働基本権確

立のもとに行われるこ

とを明らかなように、臨調・

行革の総仕上げとしての國

鉄解体の遂行の為には、公

社総裁の首の一つや二つの

すぐかえは容赦なくやれる

という政府・独占の並々な

らぬ決意がうかがえる。

又、仁杉国鉄総裁の更迭

による逆包網の形成に全

力をあげ、答申が集中的な

座り込み、宣伝行動に取り

組み、総評提起の「メーデ

ー規模の大衆行動」にあわ

せない」ことを基本に世論

針では、当面「答申を出さ

せない」ことを決定して

いる。

これに対し、第四十七回

臨時大会で決定した闘争方針では、当面「答申を出さ

せない」ことを決定して

いる。

5月「王百明」からした。

「中間報告」は①政・財

・官・労一体の参加路線②

体制擁護の「整合性」春闘

が強化される中で、一方で

が強化される中で、「分割・

民営化」阻止は

全労働者の課題

5月「王百明」からした。

「中間報告」は①政・財

・官・労一体の参加路線②

体制擁護の「整合性」春闘

が強化される中で、「分割・

民営化」阻止は

